独立行政法人国際観光振興機構 契約監視委員会 平成30年度(第2回)議事概要

開催日	平成31年2月5日(火)			
場所				
出席委員氏名				
	委員 今 井 和 男 (弁護士)			
	委員 西村 幸夫 (芸術工学研究機構 機構長)			
		(敬愛大学特任教授)		
		(国際観光振興機構監事) 		
審査対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成30年9月30日			
抽出案件	4 件 (備考)			
(内訳)		契約件名:		
一般競争入札	2 件	契約相手方: (別紙のとおり)		
指名競争入札	O 件	契約金額:		
随意契約	2 件	契約締結日:		
	意見•質問 回答			
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)			
議題1. 訪日外国人旅行者数及び平成31年度予算等について				
別紙のとおり				
議題2. 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの契約状況等について				
別紙のとおり				
議題3. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて				
別紙のとおり				

議題1. 訪日外国人旅行者数及び平成31年度予算等について			
報告内容	・3,119万人を記録した2018年訪日外国人旅行者数の状況や2018~2020年度の訪日プロモーション方針、平成31年度運営費交付金の概算決定額について報告。		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問 ・訪日外国人旅行者数が増えている 特徴的な地域はあるのか。	回答 ・一概には申し上げられないが、様々なプロモーションのツールを使いながら、訪日外国人旅行者の関心を地方にも浸透させているところ。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	•特になし		

議題2. 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの契約状況等について【契約状況全般】			
	意見·質問	回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	・「競争性のない契約」について、昨年度(29年度)の上半期と比べて、契約件数の増減はどうなっているのか。	・昨年度の上半期における「競争性のない契約」は、本部契約が22件、海外契約が5件となっており、本部契約は4件増、海外契約は3件増となっている。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし		

【抽出事案1】一般競争入札(最低価格落札方式)				
【契約件名】 観光パンフレット類印刷物の国際海上輸送業務(再度 公告入札)		【契約相手方】日本通運株式会社		
【契約金額】単価契約(105,478,425円)		【契約締約	【契約締結日】平成30年5月18日	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見•質問		回答	
	①再度公告入札だが、1回目の入札 はどのような経緯だったのか。		①1回目は日本通運のみの応札だったが、入札額が予定価格を下回らず、直ちに第2回入札を宣言したが、日通側の書類不備で入札不調となった。 再度公告を経た後日の入札の結果、日本通運の1者応札で同社が落札となった。	
	るが、その要因は何か。		②ヒアリングの結果、着地側での通関や港からJNTO海外事務所までの配送に日本からはコントロール困難なリスクがあるという意見があった。	
	③前回の入札状況及び落札: か。		③前回(平成25年4月契約)の入札も日本通運の1者応 札で同社が落札している。	
		こかに問 ルに展)状況を	④次回以降の調達に当たっては、御指摘の点を確認した上で、より応札しやすい仕様となるよう検討したい。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。			

【抽出事案2】一般競争入札(総合評価落札方式)				
【契約件名】 平成30·31·32年度全国通訳案内士試験実施事業		【契約相手方】日本出版販売株式会社		
【契約金額】248,400,000円		【契約締結日】平成30年4月2日		
	意見•質問	•	回答	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①2者による総合評価落札方2者の技術点、価格点の内部合評価はどのような内容だっ	及び総	①全国通訳案内士試験は、効率的に試験を実施するだけではなく、試験執行にあたっての正確性・確実性及び機密性の観点から国家試験として質の確保が重要であるため、総合評価落札方式を選択し、技術点100点、入札価格点100点として入札を実施した。 点数の内訳は以下の通り。 【技術点100点満点】: ・基礎点(財政的基盤、実施体制、実施計画)(45点)、・加点項目:実施体制(10点満点)、実施計画(10点満点)、フーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点満点)、フーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点満点) 【入札価格点100点満点】: (1一入札価格/予定価格)×入札価格に係る得点配分(100点) 技術点については、4名の審査委員による総合評価審査委員会を開催し、各社の企画提案書について評価項目に基づき採点し、全委員の平均点を各社の技術点とした。 結果、技術点では、日本出版販売72.5点、B社88.3点、価格価格点では、日本出版販売72.5点、B社88.3点、G計点は、日本出版販売17.8点、B社107.5点となった。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。			

【抽出事案3】随意契約(企画競争方式)			
【契約件名】 ①平成30年度台湾及び中国における一般消費者向け東北PRイベント等を通じた東北地域の訪日プロモーション事業 ②平成30年度オンライン旅行会社等との連携を通じた東北地域の訪日プロモーション事業 ③平成30年度著名人を起用したテーマ別映像を用いた東北地域の訪日プロモーション事業		【契約相手方】 ①株式会社ジェイアール東日本企画	
①64,994,871円 ②150,000,000円		【契約締結日】 ①平成30年5月23日 ②平成30年8月1日 ③平成30年8月10日	
	意見•質問		回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	となっているが、その要因は何か。 ②いずれも東北地域に関するプロ モーション事業で、結果的にそれぞれ		①②一者応札となった理由は、以下のとおり。 (契約①) ・企画競争説明書を受領したものの、応札を行わなかった事業者(計25社)に対し、任意回答のアンケートを実施したところ、9社より回答があった。応札を行わなかった理由として最も多かった回答は、年度当初の公示が集中する期間であったことから「公示期間に余裕がなかった。」、また「自己都合」(業務の履行には、自社内で新たな体制整備等が必要になり、収益性の観点から魅力が少ない)が挙げられた。
			(契約②) ・企画競争説明書を受領したものの、応札を行わなかった事業者(計21社)に対し任意でのアンケートを実施したところ、9社から回答を得た。応札を行わなかった理由として最も多かった回答は、5社から「他の競争案件に労力が割かれ、本件への対応に手が回らなかった」が挙げられた。
			(契約③) ・企画競争説明書を受領したものの、応札を行わなかった事業者(計33社)に対し任意でのアンケートを実施し、6社から回答を得た。応札を行わなかったし理由として最も多かった回答は、3社から「他の競争案件に労力が割かれ、本件への対応に手が回らなかった。」が挙げられた。
	③事業(契約)をまとめず、分ている理由は何か。		③東北観光アドバイザー会議提言に基づき、観光庁では東北観光復興プロモーション事業の目的として三本の柱(「知名度向上」、「メディアや旅行会社の招請」、「送客促進」)に分類し、集中的なプロモーションにより東北地域への誘客促進を挙げている。契約①は三本の柱全てに、契約②は「送客促進」に、契約③は「知名度向上」に該当し、個々の事業目的や効率性、個々の事業に求める専門性を考慮した結果、事業(契約)をまとめず、分割発注に至ったため。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。		

【抽出事案4】随意契約(企画競争方式)					
招請事業		【契約相手方】 ①DK Advertising (HK) Ltd. ②DK Advertising (HK) Ltd.			
【契約金額】 ①62,495,000円(4,310,000 HKD) ②37,990,000円(2,620,000 HKD)		①平成30	【契約締結日】 ①平成30年4月3日 ②平成30年4月23日		
	意見·質問		回答		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①いずれも企画競争の結果、1者応札となっているが、その要因は何か。 ②いずれも同じ事業者が特定されているが、香港市場で訪日プロモーショ		①日本語に加え英語による公示を行っているほか、今年度より契約金の分割払を導入し、広く企画提案を募るための取り組みを進めた上で企画競争を実施したところであるが、応札したのは1者のみであり、企画競争説明書の交付を受けた事業者もこの1者のみであった。 JNTO香港事務所にて、他事業の企画競争説明書の交付を受けた事業者を対象に、本事業の企画競争説明書の交付を受けなかった理由、応札しなかった理由をヒアリングしたが、回答が得られておらず、再度、事業者に対してヒアリングを行っているところ。 ②市場の成熟に伴い、訪日旅行目的の多様化が進む香港市場において、単純な観光コンテンツの提供が求められる。 JNTO香港事務所が実施するVJ事業においては、ターゲットへの訴求効果を最大化させることを目的に、複数のプロジェクトで構成されたメディアミックス事業の実施を求めている。 JNTOが求める事業内容で実行可能な体制を有する企業はDK Advertisingのみではないが、多くはない状況である。また、企画提案に要する労力との採算が合わないと判断され、応札者数が少ないことが推測される。		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし。				

議題3. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について		
契約監視委員会におい て審議することとなった 経緯	(該当なし)	
審議における観点	(該当なし)	
【契約件名】(該当なし)		【契約相手方】(該当なし)
【契約金額】(該当なし)		【契約締結日】(該当なし)
審議概要	(該当なし)	